

真の地方分権改革の推進を求める決議

平成 5 年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を受けて、これまで数次にわたる地方分権改革が推進され、先般、第 12 次地方分権一括法が公布されたところであるが、都市自治体等の提案が一部盛り込まれてはいるものの、地方税財政基盤の充実や更なる権限移譲など、地方が望む分権型社会の実現に向けた改革には、未だ程遠いのが現状である。

地方分権改革は、地方創生と表裏一体の課題として、我が国が持続可能で活力に満ちた社会を築くために、必要不可欠な改革であり、国と地方の役割分担の見直しや大胆な権限の移譲、税源配分 5 : 5 の実現、地方共有税の創設などを早急に進める必要がある。

よって、国においては、国と地方の協議の場を実効性のあるものとして運用するとともに、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進されるよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 4 年 10 月 7 日

第 181 回北信越市長会総会